資料番号	総務３

令和８年３月５日
課　名　総務局人事課
担当者　課長　丸石
内　線　2239

公益通報制度の運用スキームの見直しについて

１　要旨

公益通報制度の実効性の確保に向けた運用スキームの見直しについて、検討状況を報告する。

２　見直し内容

令和３年１１月３０日に公益通報のあった「国庫補助災害復旧工事に係る偽造文書作成に関する通報」に係る第三者による調査報告書での指摘事項等を踏まえ、次のとおり運用スキームを見直し、必要となる要綱改正を行う。

（１）公益通報担当部署と懲戒担当部署を分離

当初調査結果の判断が妥当でないものとなったことについては、公益通報の担当部署と懲戒処分の担当部署が同一であったことが要因のひとつであると考えられるため、公益通報担当部署と懲戒担当部署を分離する。

（２）調査への第三者の関与等

調査の妥当性を確保する観点から、第三者的な立場から助言を受けることが有効と考えられるため、通報の受付・受理、調査の実施開始、調査結果整理の各段階において、第三者が関与する運用を明確化する。

（３）事実認定権者の職位の引き上げ

公益通報制度が適切に運用されることの重要性に鑑み、公益通報調査の事実認定権者を、課長級から、より責任のある立場である局長級へ引き上げる。

（４）通報対応職員の制度理解の促進

通報対応職員が制度を正しく理解し、調査などの通報対応が適正に行われるよう、通報対応職員が留意すべき事項を整理し、周知徹底を図る。

（５）通報事案の公表

制度運用の透明性を確保する観点から、通報者保護に留意した上で、事案の概要や、事実認定の有無、是正措置の状況などを公表する。

３　見直し時期

令和８年４月１日

４　その他

公益通報者保護法の改正（R8.12 施行）を踏まえ、今後、消費者庁の指針等の改定が行われる予定であり、今回の要綱改正とは別に、必要に応じて、当該改定の内容を踏まえた改正を行う。

【参考】見直し後の公益通報対応の主な流れ

※変更箇所は赤字下線で記載